

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 117

詐欺的商標出願または悪意による商標出願に対する措置：

ケニアおよびタンザニア

目次

はじめに	3
ケニア	3
1. 商標制度の概要	3
1.1. 先願主義か先使用主義か	3
1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか	3
1.3. 利用可能な出願ルート	3
1.4. 有効期間	4
1.5. 実体審査	4
1.6. 詐欺または悪意による出願	4
1.7. 法的枠組み/審査ガイドライン	4
2. 商標調査の方法	5
3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処	5
3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供	5
3.2. 異議申立手続	6
3.3. 無効手続	9
3.4. 不使用による取消手続	11
3.5. その他の手続	14
タンザニア	14
1. 商標制度の概要	14

1.1. 先願主義か先使用主義か	14
1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか	15
1.3. 利用可能な出願ルート	15
1.4. 有効期間	15
1.5. 実体審査	15
1.6. 詐欺または悪意による出願	16
1.7. 法的枠組み/審査ガイドライン	16
2. 商標調査の方法	16
3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処	16
3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供	17
3.2. 異議申立手続	17
3.3. 無効手続	19
3.4. 不使用による取消手続	21
3.5. 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続	23

はじめに

詐欺的な商標出願や悪意 (bad faith) による商標出願が商標権者に突きつける問題は、ますます重大なものになりつつある。これらの出願が合法的な権利を損ない、市場に不確実性を生じさせているのである。商標制度はさまざまな法域で拡大し続けるにつれて、不正な登録取得を防止し、それらに対抗し、それらを抹消するための効果的な法的手段の必要性も高まってきている。特別号となる本号のニュースレターは、ケニアとタンザニアにおいて詐欺または悪意による商標出願に対処する際に利用しうる主要な手段を（特に異議申立手続と無効手続に注目して）概説するとともに、自社商標の保護とエンフォースメントに取り組む権利者を助ける実践的な指針を提供するものである。

ケニア

1. 商標制度の概要

1.1. 先願主義か先使用主義か

ケニアは先願主義の制度を採用している。商標法（ケニア法第 506 章）（Trade Marks Act (Cap 506)¹）第 7 条の規定によれば、商標登録は、その対象となる商品/役務に関して当該商標を使用する排他的権利を与える。未登録商標に伴う営業上の信用、後続使用者による不当表示および先使用者が被った損害を示す証拠を原告が提出しうる場合、未登録商標の先使用はパッシング-オフ（詐称通用）訴訟の根拠となりうる。しかし、商標権侵害訴訟を提起する際に唯一の根拠となるのは登録である。

1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか

ケニアはマルチクラス出願の制度²を採用している。これは「1956 年商標規則」(Trade Marks Rules (1956)³) の改正規則に合致する制度で、1 件の出願によって複数の区分に属する商品または役務を指定することができる。

1.3. 利用可能な出願ルート

直接出願の願書提出先となるのはケニア産業財産権機関 (Kenya Industrial Property Institute ; KIPI) ⁴である。

¹ <https://new.kenyalaw.org/akn/ke/act/1955/51/eng@2022-12-31>

² 商標規則の規則 21 を規則 3 および第 1 表 (First Schedule) と対照

³ <https://new.kenyalaw.org/akn/ke/act/ln/1956/575/eng@2022-12-31>

⁴ <https://www.kipi.go.ke/>

ケニアはアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）に加入しているが、ARIPO のバンジュール議定書（Banjul Protocol）をまだ批准していないため、出願人は今のところ ARIPO の広域出願においてケニアを指定国とすることはできない。ケニアはアフリカ知的財産機関（OAPI）には加入していない。

ケニアはマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）⁵の締約国である。出願人は、マドリッド制度に基づく国際出願を通じて、保護を求める国としてケニアを指定することができる。KIPI は国内法に準拠してマドリッド指定を審査する。

1.4. 有効期間

商標法（ケニア法第 506 章）第 23 条の規定によれば、商標登録の初回の有効期間は 10 年である。その後は、更新料の納付を条件として、さらに 10 年の期間につき無制限に更新が可能である。更新は有効期間が満了する前に行わなければならない。更新が遅滞した場合、追加の手数料が課されることがありうる。

1.5. 実体審査

ケニアは、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の両方について実体審査を実施している。絶対的拒絶理由については商標法第 14 条が、識別力に欠ける標章、記述的な標章、欺罔的な標章、非倫理的な標章、公序良俗に反する標章の登録拒絶を規定している。商標法第 15 条は、出願された標章が類似の商品/役務について先に登録された商標に抵触する場合につき、相対的拒絶理由に基づく拒絶を規定している。審査官は、識別力、混同可能性、法定要件への適合を評価する。第 15A 条は周知商標に関する実体規定である。

1.6. 詐欺または悪意による出願

詐欺的な出願または悪意による出願は、制定法の規定および国際法上の義務に基づき、登録拒絶、異議申立および登録取消の対象となる。異議申立手続や登録取消手続の過程ではしばしば悪意が主張されるが、出願後の最初の審査で悪意の有無が問われることはない。ケニアの裁判所は、たとえ形式的要件が満たされていても詐欺的な意図によって登録の有効性が損なわれることを以前から認識している。

1.7. 法的枠組み/審査ガイドライン

以下の商標法の規定が適用される。

- 第 14 条は、公衆を欺罔するか混同を惹起する恐れのある標章の拒絶を規定している。
- 第 15 条(1)は、既存の登録商標と同一であるか紛らわしい標章の拒絶を規定している。

⁵ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/283484>

- 第 21 条は異議申立手続について規定しており、この手続の過程で第 20 条(1)に従って悪意を主張することができる。
- 第 35 条は、商標登録簿 (Trade Marks Register) への記載、記載の抹消または変更を指示する命令を求める申請について規定している。したがって、詐欺または不当表示によって取得された登録は、この第 35 条に基づく無効宣告の対象となりうる。
- さらに、ケニア憲法⁶の第 40 条(5)は、知的財産を支援し、振興し、保護する義務を国家に課しており、この義務には詐欺的な登録の防止も含まれると合理的に解釈できる。

国際法上の義務には以下のようなものがある。

- パリ条約⁷ (第 6 条の 2) : 悪意による登録に対して周知商標を保護する規定。
- マドリッド協定議定書は、詐欺的な国際登録に対する異議申立や登録拒絶を規定している。

2. 商標調査の方法

ケニア産業財産権機関 (KIPI) は公式の商標データベースを保有していない。公的な情報を掲載した商標公報は毎月末に定期的に刊行・公開されており、以下の URL からアクセスすることができる：
<https://www.kipi.go.ke/ip-journal>。

閲覧可能な情報には、出願番号、商標の本体 (標章)、商品/役務の区分、商品/役務の詳細、出願人の名称および住所等が含まれる。権利不要求 (disclaimer; 標章のうち出願人が権利を主張しない部分)、承認書 (endorsement; 視覚により認識できない商標に付される説明文)、その他の条件付きの登録承認に関する情報も閲覧可能である。

データベースは英語で公開されている。

マイクロソフト・ワードを通じたキーワード検索が利用可能。

KIPI は ARIPO の地域データベース⁸や WIPO のデータベース⁹を保有していないため、ケニアの商標に関する検索結果は、完全に正確または最新のものではない可能性がある。

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供

⁶ <https://new.kenyalaw.org/akn/ke/act/2010/constitution/eng@2010-09-03>

⁷ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/288514>

⁸ <https://eservice.aripo.org/pmi/PMIMain.do>

⁹ <https://www.wipo.int/en/web/global-brand-database>

ケニア商標法（ケニア法第 506 章）（以下「商標法」という）には、詐欺的な出願または悪意による出願に関する「情報提供」（submitting information）のプロセスを成文化した規定は存在しない。そのような問題が起こった場合、利害関係人は正式な取消手続または異議申立手続に訴えなければならない。

3.2. 異議申立手続

公告された商標に対しては、あらゆる者が異議申立書を提出することができる。¹⁰

異議申立は、ケニア産業財産権機構（KIPI）の登録官（Registrar）¹¹に提出される。

ケニア商標規則（1956 年法的通知第 575 号）（Trade Mark Rules No. 575 of 1956；以下「商標規則」という）の規則 46 は、異議申立書の提出は異議の対象となる出願が公報上で公告された日から 60 日以内に行わなければならないと規定している。¹² 商標規則の 102(1)および 102(3)によれば、異議申立期間は、登録官への申請に基づき、30 日ずつ最大 90 日までの延長が可能であり¹³、延長に当たって商標出願人の同意は必要ない。

申立の理由

既存の商標と同一または類似の商標（悪意により出願された商標を含む）に対する異議申立理由は、商標法の第 14 条、第 15 条(1)および第 15A 条に示されている。これらの異議申立理由には、以下のような根拠に基づく異議が含まれている。

- 当該商標（特に申立人自身の商標と同一または類似の商標）の使用が公衆を欺罔するか混同を惹起する恐れがあること。¹⁴
- 当該商標が司法裁判所において保護を取り消される可能性があること。¹⁵
- 当該商標が法または道徳に違反していると思われること¹⁶。この申立理由の適用範囲は、悪意により出願された商標に対処するに十分な程度に広い。
- 当該商標と同一の商標が同一の商品または役務に関して先に登録されているか、紛らわしい商標が同一の商品または役務に関して先に登録されていること。¹⁷
- ある商標またはその本質的な部分が周知商標の識別性を損ない、妨げ、不正に利用する恐れがある場合、そのような商標は登録することができない。

¹⁰ 商標法第 21 条(2)および商標規則（1956 年法的通知 575 号）の規則 46

¹¹ 商標規則の規則 46

¹² 商標規則の規則 46

¹³ 商標規則の規則 102(1)および規則 102(3)

¹⁴ 商標法第 14 条

¹⁵ 商標法第 14 条

¹⁶ 商標法第 14 条

¹⁷ 商標法第 15 条(1)

手続

異議申立人は、TM6 の書式 (Form TM6¹⁸) に従って異議申立書 (Notice of Opposition) を作成し、提出する。提出の期限は、異議の対象となる出願が公告された日から 60 日以内¹⁹またはその延長期間内である。この段階では証拠を提出する必要はないが、異議申立書には異議申立の理由を記した陳述書が含まれていなければならない。

商標出願人は、異議申立書が交付されてから 42 日以内に、書式 TM7 (Form TM7) に従って異議申立に対する答弁書 (Counter Statement) を作成し、提出しなければならない。²⁰ この 42 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって異議申立人の同意は要求されない。

答弁書の交付から 42 日以内に、異議申立人は、自らの異議を裏づける証拠を一または複数の法定宣誓供述書 (Statutory Declaration) の形で提出しなければならない。²¹ この 42 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ²²、延長に当たって出願人の同意は要求されない。

異議申立人の法定宣誓供述書の交付から 42 日以内に、出願人は、商標の登録を支持する法定宣誓供述書を提出しなければならない。²³ この 42 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって異議申立人の同意は要求されない。²⁴

出願人の法定宣誓供述書の交付から 30 日以内に、異議申立人は、出願人の主張に答弁する法定宣誓供述書を提出しなければならない。²⁵ この 30 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって出願人の同意は要求されない。²⁶

商標出願人が答弁書または出願を支持する証拠を提出しなかった場合、または異議申立人が自らの異議を裏づける証拠を提出しなかった場合、その者の主張は放棄されたものと見なされ、登録官は手続費用の負担決定の手続を進めることができる。²⁷

¹⁸ 商標規則の規則 47

¹⁹ 商標規則の規則 46

²⁰ 商標規則の規則 48

²¹ 商標規則の規則 49

²² 商標規則の規則 102(1)および規則 102(3)

²³ 商標規則の規則 50

²⁴ 商標規則の規則 102(1)および規則 102(3)

²⁵ 商標規則の規則 51

²⁶ 商標規則の規則 102(1)および規則 102(3)

²⁷ 商標規則の規則 52A

すべての書類が提出されると、登録官は当事者双方を招いて口頭審理を行う。²⁸ 登録官は、口頭審理の代わりに文書の提出を当事者双方に指示することができる。その場合、当事者は登録官の前に1度だけ出頭して文書の要点を説明するか、説明抜きで単に文書を提出した上で、決定の言渡しを待つことになる。

当事者双方が文書の提出を指示された場合、異議申立人は、登録官から書簡が交付されてから14日以内に自らの側の文書を提出しなければならない。

出願人にも同じ書簡が交付され、出願人はその交付から14日以内に自らの側の文書を提出しなければならない。

異議申立人には、出願人の提出文書に対し答弁する文書を提出する機会が与えられる。この提出は、出願人の提出文書が交付されてから7日以内に行わなければならない。

実際には、文書提出までの期限は、登録官の命令または登録官により確認された当事者間の合意によって、短縮または延長することが可能である。

上訴

1 回目の上訴 – 登録・異議申立・取消に関する KIPI の決定に不服がある場合に裁判所に提起される上訴²⁹

2 回目の上訴 – 産業財産裁判所 (Industrial Property Tribunal ; IPT) の審決に不服がある場合の、高等裁判所 (High Court) への再審査請求または上訴。

3 回目の上訴 – 控訴裁判所 (Court of Appeal) への上訴。控訴裁判所は商標紛争の法律上の争点を審理する。

その他の関連情報

異議申立を行う場合、出願に対して異議を申し立てる意向を伝える警告状を出願人に送付しておくことが望ましい。この勧告には理論的根拠がある。異議申立人がそのような警告状を送付せずに異議申立手続を開始し、商標登録人が異議申立書の交付後に自発的に出願を取り下げた場合、異議申立人が手続費用を負担すべきか否かを登録官が決定する際に、この手続が回避可能であったか否かを

²⁸ 商標規則の規則 54

²⁹ 商標法第 21 条(6)

判断するにあたり、警告状が送付されなかった（送付されていれば異議申立を回避できる可能性があった）という事実を考慮するはずだからである。³⁰

3.3. 無効手続

商標法第 35 条(1)は、登録に不服のある者は、登録簿の更正または訂正を申請することができる」と規定している。申請の結果により求められる救済は、登録簿への記載または記載事項の抹消または変更を指示する命令である。³¹ 事実関係や申請人が誰かによって結果は異なるが、更正または訂正の手続の帰結として、違法な商標登録全体の抹消または削除が行われることがある。

登録簿の更正および/または訂正を求める申請は裁判所に対して行われるが、申請人の選択により登録官 (KIPI) に対して行うこともできる。³² ただし、当該登録に対する既存の訴訟が係属中である場合はこの限りではなく、その場合の申請は裁判所に対して行わなければならない³³。

申請の理由

既存の商標と同一または類似の商標の登録をめぐる状況に関連して、商標法第 35 条は、登録簿への登載が十分な理由なしになされた場合または登録簿の記載事項が不当に残存している場合、登録簿の更正および訂正の申請が可能であると規定している。

つまり、登録簿の更正や登録の抹消を求める申請は、登録前に出願に対する異議申立を可能にしていた理由と同じ理由に基づいて行うことができるということである。その理由には、悪意による商標出願が含まれる。

手続

登録の抹消または登録簿の更正申請書を登録官に申請する場合、申請は以下の手続に従って行われる。

申請人は、TM25 の書式 (Form TM25) に従って商標の抹消を求める申請書を作成し、申請を裏づける根拠と申請人が登録を不服とする理由を詳細に示した主張書面 (statement of case) とともに申請書を提出する。³⁴

³⁰ 商標規則の規則 57

³¹ 商標法第 35 条(1)

³² 商標法第 53 条(a)

³³ 商標法第 53 条(a)

³⁴ 商標規則の規則 82(1)

被申請人は、上記の申請書および主張書面が交付された日から 42 日以内に、申請に対する答弁書（Counter Statement）を提出しなければならない。³⁵ この 42 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって申請人の同意は要求されない。³⁶

答弁書が交付されてから 42 日以内に、申請人は、登録簿の更正または抹消を支持する法定宣誓供述書（証拠）を提出しなければならない。³⁷ この 42 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって被申請人の同意は要求されない。³⁸

申請人の法定宣誓供述書が交付されてから 42 日以内に、被申請人は、登録簿に記載された登録の保全を支持する法定宣誓供述書を提出しなければならない。³⁹ この 42 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって申請人の同意は要求されない。⁴⁰

被申請人の法定宣誓供述書が交付されてから 30 日以内に、申請人は、被申請人の主張に答弁する法定宣誓供述書を提出しなければならない。⁴¹ この 30 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって被申請人の同意は要求されない。⁴²

異議申立手続の場合とは異なり、規則 83(b)は、登録上の商標権者が答弁書を提出しなかったというだけの理由で、登録官が登録簿の更正や登録簿からの商標の削除を行ってはならないと規定している。

その後、登録官が当事者双方を招いて口頭審理を行う。⁴³ 登録官は、口頭審理の代わりに文書の提出を当事者双方に指示することができる。その場合、当事者は登録官の前に 1 度だけ出頭して文書の要点を説明するか、説明抜きで単に文書を提出した上で、決定の言渡しを待つことになる。

当事者双方が文書の提出を指示された場合、申請人は、登録官から書簡が交付されてから 14 日以内に自らの側の文書を提出しなければならない。

被申請人にも同じ書簡が交付され、被申請人はその交付から 14 日以内に自らの側の文書を提出しなければならない。

³⁵ 商標規則 83 と規則 48 を対照

³⁶ 商標規則の規則 102

³⁷ 商標規則の規則 83 と規則 49 を対照

³⁸ 商標規則の規則 102

³⁹ 商標規則の規則 83 と規則 50 を対照

⁴⁰ 商標規則の規則 102

⁴¹ 商標規則の規則 83 と規則 51 を対照

⁴² 商標規則の規則 102

⁴³ 商標規則の規則 54

申請人には、被申請人の提出文書に対し答弁する文書を提出する機会が与えられる。この提出は、被申請人の提出文書が交付されてから7日以内に行わなければならない。

実際には、文書提出までの期限は、登録官の命令または登録官により確認された当事者間の合意によって、短縮または延長することが可能である。

上訴

1 回目の上訴 – 登録・異議申立・取消に関する KIPI の決定に不服がある場合に、裁判所または最近になって設立された産業財産裁判所 (Industrial Property Tribunal ; IPT) に提起される上訴。

2 回目の上訴 – IPT の審決に不服がある場合の、高等裁判所 (High Court) への再審査請求または上訴。

3 回目の上訴 – 控訴裁判所 (Court of Appeal) への上訴。控訴裁判所は商標紛争の法律上の争点を審理する。

その他の関連情報

商標法第 36B 条は黙認 (acquiescence) について定めており、先行商標その他の先行権利の権利者が、ケニアにおいて他人が後続の登録商標を使用するのを連続 5 年の期間にわたって黙認していた場合、その他人による商標登録につき無効宣言の申請を妨げられると規定している。

さらに、上記の先行商標その他の先行権利の権利者が、後続商標がその使用対象である商品または役務に関して使用されることに対して異議を申し立てることも、黙認に関する第 36B 条によって妨げられる。ただし、後続商標の登録が悪意により出願された場合はこの限りではない。

3.4. 不使用による取消手続

商標法第 29 条によれば、以下のいずれかに該当する場合、商標登録の取消申請を行うことができる。

- 登録された商品または役務に関して商標を使用するという善意の (*bona fide*) 使用の意図なしに商標出願が行われ、かつ、前記の商品または役務に関して商標の善意の使用が実際になかった場合。
- 申請の 3 か月前に当たる日までに、登録された商品または役務に関する商標の善意の使用がなされることなく連続 5 年以上の期間が経過している場合。

登録により不利益を被った利害関係人は、不使用を理由とする登録取消の申請を行うことができる。⁴⁴

不使用を理由として登録取消を求める申請は裁判所に対して行われるが、申請人の選択に従い、登録官 (KIPI) に対して申請を行うことも可能である。⁴⁵ ただし、当該登録に対する既存の訴訟が係属中である場合はこの限りではなく、その場合の取消申請は裁判所に対して行わなければならない。⁴⁶

不使用が商標を放棄する意図によるものではなく、商取引上の特別な事情によるものであった場合、5年間の不使用を理由として登録の取消を求めることはできない。⁴⁷

手続

不使用による取消申請書を登録官に提出する場合、申請は以下の手続に従って行われる。

申請人は、TM25 の書式 (Form TM25) に従って商標の抹消を求める申請書を作成し、申請を裏づける根拠と申請人が登録を不服とする理由を詳細に示した主張書面 (statement of case) とともに申請書を提出する。⁴⁸

被申請人は、上記の申請書および主張書面が交付された日から 42 日以内に、申請に対する答弁書 (Counter Statement) を提出しなければならない。⁴⁹ この 42 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって申請人の同意は要求されない。⁵⁰

答弁書が交付されてから 42 日以内に、申請人は、登録簿の更正または抹消を支持する法定宣誓供述書 (証拠) を提出しなければならない。⁵¹ この 42 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって被申請人の同意は要求されない。⁵²

⁴⁴ 商標法第 29 条(1)

⁴⁵ 商標法第 29 条(1)

⁴⁶ 商標法第 53 条(a)

⁴⁷ 商標法第 29 条(3)

⁴⁸ 商標規則の規則 82(1)

⁴⁹ 商標規則の規則 83 と規則 48 を対照

⁵⁰ 商標規則の規則 102

⁵¹ 商標規則の規則 83 と規則 49 を対照

⁵² 商標規則の規則 102

申請人の法定宣誓供述書が交付されてから 42 日以内に、被申請人は、登録簿に記載された登録の保全を支持する法定宣誓供述書を提出しなければならない。⁵³ この 42 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって申請人の同意は要求されない。⁵⁴

被申請人の法定宣誓供述書が交付されてから 30 日以内に、申請人は、被申請人の主張に答弁する法定宣誓供述書を提出しなければならない。⁵⁵ この 30 日以内という期限は、さらに最大 90 日まで延長することができ、延長に当たって被申請人の同意は要求されない。⁵⁶

異議申立手続の場合とは異なり、規則 83(b)は、登録上の商標権者が答弁書を提出しなかったというだけの理由で、登録官が登録簿の更正や登録簿からの商標の削除を行ってはならないと規定している。

その後、登録官が当事者双方を招いて口頭審理を行う。⁵⁷ 登録官は、口頭審理の代わりに文書の提出を当事者双方に指示することができる。その場合、当事者は登録官の前に 1 度だけ出頭して文書の要点を説明するか、説明抜きで単に文書を提出した上で、決定の言渡しを待つことになる。

当事者双方が文書の提出を指示された場合、申請人は、登録官から書簡が交付されてから 14 日以内に自らの側の文書を提出しなければならない。

被申請人にも同じ書簡が交付され、被申請人はその交付から 14 日以内に自らの側の文書を提出しなければならない。

異議申立人には、出願人の提出文書に対し答弁する文書を提出する機会が与えられる。この提出は、出願人の提出文書が交付されてから 7 日以内に行わなければならない。

実際には、文書提出までの期限は、登録官の命令または登録官により確認された当事者間の合意によって、短縮または延長することが可能である。

上訴

1 回目の上訴 – 登録・異議申立・取消に関する KIPI の決定に不服がある場合に、裁判所⁵⁸または最近になって設立された産業財産裁判所 (Industrial Property Tribunal ; IPT) に提起される上訴。

⁵³ 商標規則の規則 83 と規則 50 を対照

⁵⁴ 商標規則の規則 102

⁵⁵ 商標規則の規則 83 と規則 51 を対照

⁵⁶ 商標規則の規則 102

⁵⁷ 商標規則の規則 54

⁵⁸ 商標法第 21 条(6)

2 回目の上訴 – IPT の審決に不服がある場合の、高等裁判所 (High Court) への再審査請求または上訴。

3 回目の上訴 – 控訴裁判所 (Court of Appeal) への上訴。控訴裁判所は商標紛争の法律上の争点を審理する。

その他の関連情報

ケニアでは、不使用調査 (商標の使用実績調査) は厳格な法的要件ではないが、この調査の実施は非常に重要である。実務面を考えると、登録局は調査報告書による不使用の確認を求めるはずだからである。インターネット調査だけでは十分ではなく、何らかの正式な報告書を入手する必要があるだろう。不使用による取消手続を開始する前に、不使用の実績に関する十分な調査と報告書を準備しておくことが推奨される。

3.5. その他の手続

利害関係人または登録により不利益を被った者は、自らの商標と同一または類似の登録商標の権利者に催告書を送付し、商標法第 36A 条に従って登録を自発的に放棄するよう要請するか、自発的な登録取消を求めることができる。

登録から 10 年が経過した時点で商標登録が更新されず、更新料が支払われなかった場合、その登録は失効し、登録に伴う権利は消滅する。利害関係人は、商標法第 23 条(3)に規定された抹消手続の開始を促す書簡を登録官に送付することができる。

利害関係人は、登録商標の権利者と交渉して当該商標の譲渡を求めることができる。当事者双方が合意に達した場合、当該商標の譲渡は商標法第 28 条に従って登録簿に記載されることになる。

タンザニア

1. 商標制度の概要

1.1. 先願主義か先使用主義か

タンザニアは先願主義の制度を採用している。「商標・役務商標法」(タンザニア法第 326 号) (Trade and Service Marks Act (Cap. 326))⁵⁹の 31 条によれば、商標登録は、その対象となる商品/

⁵⁹ https://media.tanzlii.org/media/legislation/305702/source_file/7532a23d0a292b1b/1986-12.pdf

役務に関して当該商標を使用する排他的権利を与える。未登録商標の先使用はパッシング-オフ訴訟の根拠となりうるが、エンフォースメント可能な権利の主要な根拠となるのは登録である。

1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか

タンザニアはマルチクラス出願を認めていない⁶⁰。商標・役務商標法（タンザニア法第 326 章）には、出願は区分ごとに行わなければならないという明示の規定は存在しないが、2000 年政府公告第 40 号により公布された「商標・役務商標規則」（Trade and Service Marks Regulations, G.N. No. 40 of 2000；以下「施行規則」という）⁶¹に基づいてシングルクラス出願という要件が発生する。同規則はシングルクラス出願を前提として出願書式と料金を規定しているからである（特に、「単一区分に含まれる商品」に関する出願に言及した「First Schedule – Fees」を参照のこと）。したがって、商品/役務の各区分につき 1 件ずつ出願を行わなければならない。登録局（Registry）の実務は商標法および施行規則に従っている。

1.3. 利用可能な出願ルート

タンザニア本土においては、直接出願の願書は営業登録・実施許諾局（Business Registrations and Licensing Agency；BRELA）⁶²に提出される。

タンザニアは ARIPO に加入しているが、タンザニアを指定国とする ARIPO の商標が同国内において自動的に法的効果を生じるわけではない。このことは、タンザニアの控訴裁判所（Court of Appeal）が 2025 年 9 月 26 日付で発行した判決によって確認されている。⁶³ タンザニアはバンジュール議定書（Banjul Protocol）を完全に批准していない。言い換えれば自国の法に基づいて同議定書を国内法化していない。したがって、エンフォースメント可能な知的財産権は BRELA を通じて取得しなければならない。

タンザニアは OAPI に加入しておらず、マドリッド協定議定書の締約国にもなっていない。

1.4. 有効期間

商標・役務商標法（第 326 章）の第 32 条によれば、商標の初回登録の有効期間は 7 年である。その後は無制限に更新が可能であり、1 回の更新の有効期間は 10 年となる。更新は有効期間の満了前に行わなければならない。更新が遅滞した場合、追加料金が課されることがある。

1.5. 実体審査

⁶⁰ 商標・役務商標規則の規則 21

⁶¹ <https://tanzlii.org/en/akn/tz/act/gn/2000/40/eng%402002-07-31?utm>

⁶² <https://brs.go.ke/>

⁶³ <https://tanzlii.org/en/akn/tz/judgment/tzca/2025/999/eng@2025-09-26>

タンザニアは実体審査を実施しており、審査内容には絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の両方が含まれている。商標・役務商標法の第 16 条は、識別力に欠ける標章や記述的な標章の登録拒絶について規定している⁶⁴。他方、同法の第 19 条は、欺罔的・非倫理的な標章や公序良俗に反する標章の登録拒絶を定めている⁶⁵。商標・役務商標法の第 20 条は、出願された標章が先行登録商標または周知商標に抵触する場合につき、相対的拒絶理由に基づく登録拒絶を定めている⁶⁶。審査官は、識別力、混同可能性、法定要件への適合性について評価を行う。

1.6. 詐欺または悪意による出願

詐欺/悪意による出願は、制定法の規定に基づき、登録拒絶、異議申立および登録取消の対象となる。これらの出願には商標・役務商標法の以下の規定が適用される。

- 第 19 条(a)は、公衆を欺罔するか混同を惹起する恐れのある標章の拒絶を規定している。
- 第 20 条は、既存の登録商標と同一であるか紛らわしい標章の拒絶を規定している。
- 第 27 条は異議申立手続について規定しており、この手続の過程で第 20 条(1)に従って悪意を主張することができる。
- 第 37 条は、詐欺または不当表示によって取得された登録は無効と宣言され得ることを規定している。

1.7. 法的枠組み/審査ガイドライン

登録局 (Registry) の実務に関して言えば、審査官は、周知商標を模倣した出願の登録を拒絶することができる。ただし、その周知商標がタンザニアで登録されていることが前提となる。

異議申立や取消手続の過程において悪意が主張されることはしばしばあり、出願後の最初の審査において悪意が指摘されるケースよりも多いほどである。タンザニアの裁判所も、たとえ形式的要件が満たされていても詐欺的な意図によって登録の有効性が損なわれることを以前から認識している。

2. 商標調査の方法

利用可能なオンラインシステムは存在しない。商標データベースは公開されていないため、公式な調査はタンザニア国内の代理人を通じて行わなければならない。

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

⁶⁴ 商標・役務商標法第 16 条の(1)および(2)

⁶⁵ 商標・役務商標法第 19 条の(a)～(c)

⁶⁶ 商標・役務商標法第 19 条(d)；商標・役務商標法第 20 条(1)

3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供

営業登録・実施許諾局（Business Registrations and Licensing Agency ; BRELA）への「情報提供」（submission of information）は、「タンザニア法第 326 章商標・役務商標法（Trade and Service Mark Act, Chapter 326 of the Law of Tanzania ; 以下「商標法」という）または商標・役務商標規則に基づいて承認または成文化された手続ではない。

詐欺または悪意による出願に対する異議の申立は、法に定められた正式な手続、具体的に言えば異議申立（登録前）または取消/更正（登録後）の手続を通じて行わなければならない。

3.2. 異議申立手続

公告された商標に対しては、あらゆる者が異議申立書を提出することができる。⁶⁷

異議申立は、BRELA の登録官（Registrar）⁶⁸に提出される。

異議申立書は、異議の対象となる出願が公報上で公告された日から 60 日以内に提出しなければならない。⁶⁹

正当な理由が立証できる場合、異議申立期間の延長を確保することは可能である。⁷⁰ 延長の可否については登録官が絶対的な裁量権を有する。延長が認められる場合でも、実際には延長期間が 60 日を超えることはないだろう。

異議申立の理由

悪意による出願の場合を含め、同一または類似の商標に対する異議申立の理由は、商標法第 27 条と同法第 27 条(2)、19 条(a)、19 条(d)および 20 条(1)を併せて解釈することによって成立する。これらの理由には、以下のような異議申立理由が含まれる。

- 当該商標の使用が法または道徳に違反すること。⁷¹
- 当該商標が、タンザニアにおいて周知であってかつ第三者に帰属する商標、役務商標、事業者名または会社名の全体または一部の複製、模倣、翻訳、翻音（「Chanel」を「シャネル」と表

⁶⁷ 商標法第 27 条(1)および商標規則の規則 34

⁶⁸ 商標法第 27 条(1) および商標規則の規則 34

⁶⁹ 規則 34

⁷⁰ 規則 43

⁷¹ 商標法第 19 条(a)

記するなど、原語とは別の言語による音声表記) であり、それら周知の商標、役務商標、事業者名または会社名との混同を惹起する恐れがあること。⁷²

- 当該商標が、同一または近縁の商品または役務に関してすでに登録簿に登録されている商標または役務商標と同一であるか、公衆を欺罔し、混同を惹起する恐れがある程度に類似していること。⁷³
- 当該商標が、タンザニアにおいて先に使用されている未登録の商標または役務商標に抵触すること。この申立理由を援用するためには、異議申立書の提出と同時に、先に使用されていた未登録の商標または役務商標の登録を出願しなければならない。⁷⁴
- 当該商標が、タンザニアにおいてすでに使用されている事業者名または会社名に類似しており、それら名称との関係について公衆を欺罔するか混同を惹起する可能性があること。⁷⁵
- 当該商標が、真の商標権者から許可を得ることなく、第三者を商標権者として当該第三者の代理人または代表によって出願されたこと。ただし、その出願に正当な理由がある場合はこの限りではない。⁷⁶

手続

異議申立人は、TM/SM 5 の書式 (Form TM/SM 5) に従って異議申立書 (Notice of Opposition) を作成し、提出する。提出の期限は、異議の対象となる出願が公告された日から 60 日以内⁷⁷またはその延長期間内である。この段階では証拠を提出する必要はないが、異議申立書には異議申立の理由を記した陳述書が含まれ、先行商標の詳細が引用されていなければならない。⁷⁸

商標出願人は、異議申立書を受領してから 60 日以内に、書式 TM/SM 7 (Form TM/SM 7) に従って異議申立に対する答弁書 (Counter Statement) を作成し、提出しなければならない。⁷⁹ 答弁書が提出されなかった場合、結果的にその出願は放棄されたものと見なされる。⁸⁰

答弁書を受領から 60 日以内に、異議申立人は、自らの異議を裏づける証拠を一または複数の法定宣誓供述書 (Statutory Declaration) の形で提出しなければならない。⁸¹ 異議申立人が証拠を提出しなかった場合、その異議申立は放棄されたものと見なされる。⁸²

⁷² 商標法第 19 条(d)

⁷³ 商標法第 20 条(1)

⁷⁴ 商標法第 27 条(2)(a)

⁷⁵ 商標法第 27 条(2)(b)

⁷⁶ 商標法第 27 条(2) (c)

⁷⁷ 規則 34

⁷⁸ 規則 35

⁷⁹ 規則 36

⁸⁰ 商標法第 27 条(4)

⁸¹ 規則 37

⁸² 規則 38

異議申立人の法定宣誓供述書を受領してから 60 日以内に、商標出願人は、当該商標の登録を支持する一または複数の法定宣誓供述書を提出しなければならない。⁸³

出願人の法定宣誓供述書を受領してから 2 か月以内に、異議申立人は、出願人の主張に答弁する法定宣誓供述書を提出しなければならない。⁸⁴

すべての証拠が提出された時点で、登録官は口頭審理が予定される日の 30 日前までに口頭審理の通知書を当事者に交付する。各当事者は 15 日以内に口頭審理への出席を確認する。確認がなかった場合、その者は口頭審理を希望しないものとして扱われることがある。⁸⁵ 口頭審理の後、登録官は問題の出願の登録手続を進めるべきか否かを判断するが、その際に、登録に関わる条件または制限を適宜課すことができる。

上訴

商標法第 48 条は、登録官の決定に不服のある当事者は自らの選択に従って高等裁判所(High Court)に上訴を提起することができる」と規定している。

上訴は、登録官の決定が示された日から 60 日以内に提起しなければならない。⁸⁶

上訴人は、上訴通知書 (notice of appeal) /上訴趣意書 (memorandum of appeal) に登録官の決定と関連の記録を添えて高等裁判所に提出する。⁸⁷

当事者のいずれかが高等裁判所の判決を不服とする場合、タンザニア控訴裁判所 (Tanzania Court of Appeal) への上訴を提起することになる。

3.3. 無効手続

商標法第 36 条は、登録に不服のある者は、登録簿の更正または訂正を申請することができると規定している。申請の結果により求められる救済は、登録簿への記載または記載事項の抹消または変更を指示する命令である。⁸⁸ 事実関係や申請人が誰かによって結果は異なるが、更正または訂正の手続の帰結として、違法な商標登録全体の抹消または削除が行われることがある。

⁸³ 規則 38

⁸⁴ 規則 39

⁸⁵ 規則 42

⁸⁶ 商標法第 48 条

⁸⁷ 商標法第 XI 部に定める事案に対する高等裁判所の管轄権

⁸⁸ 商標法第 36 条

登録簿の更正および/または訂正を求める申請は裁判所に対して行われるが、申請人の選択により登録官（BRELA）に対して行うこともできる。⁸⁹

商標法第 50 条(1)は、ある者が商標または役務商標の権利者として登録されているという事実は、当該登録の有効性を示す一応の証拠（*prima facie* proof）であると規定している。さらに、登録簿に登録された商標の登録期間が登録日から 7 年に達している場合、その登録はあらゆる点につき有効と見なされることになる。⁹⁰ ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

- 登録が詐欺によって取得された場合⁹¹
- 商標法第 19 条に定める登録拒絶の理由（出願に対する異議申立を可能にする理由と同じ）に鑑みて当該商標はそもそも登録されるべきではなく、かつ、登録の有効性に対して異議を申し立てる申請が審理されている時点で、それらの理由が残存している場合。⁹²

手続

登録簿からの抹消または記載の更正を求める申請の手続は以下のようなものである。

申請人は、TM/SM 23 の書式（Form TM/SM 23）により商標の抹消を求める申請書を提出する。申請書には、申請を裏づける事実関係および申請人が当該登録によって被った不利益を詳細に記した主張書面（statement of case）を添えるものとする。⁹³

商標登録人/被申請人は、抹消申請の書面を受け取ってから 60 日以内に、TM/SM 6 の書式（Form TM/SM 6）に従って申請に対する答弁書（Counter Statement）を提出しなければならない。⁹⁴

答弁書を受領した申請人は、その受領から 60 日以内に、抹消申請の裏づけとなる一または複数の法定宣誓供述書（Statutory Declaration；証拠）を提出しなければならない。⁹⁵

申請人の法定宣誓供述書を受領した商標登録人/被申請人は、その受領から 60 日以内に、当該商標の登録を支持する一または複数の法定宣誓供述書を提出しなければならない。⁹⁶

⁸⁹ 商標法第 36 条

⁹⁰ 商標法第 50 条(2)

⁹¹ 商標法第 50 条(2)(a)

⁹² 商標法第 50 条(2)(b)

⁹³ 規則 66(1)

⁹⁴ 規則 67 と規則 36 を対照

⁹⁵ 規則 67 と規則 37 を対照

⁹⁶ 規則 67 と規則 38 を対照

商標登録人/被申請人の法定宣誓供述書を受領した申請人は、その受領から 2 か月以内に、それに対する答弁を記した法定宣誓供述書を提出しなければならない。⁹⁷

異議申立手続の場合とは異なり、規則 67 は、登録上の商標権者が答弁書を提出しなかったというだけの理由で、登録官が登録簿の更正や登録簿からの商標の削除を行ってはならないと規定している。

すべての証拠が提出された時点で、登録官は口頭審理が予定される日の 30 日前までに口頭審理の通知書を当事者に交付する。各当事者は 15 日以内に口頭審理への出席を確認する。確認がなかった場合、その者は口頭審理を希望しないものとして扱われることがある。⁹⁸ 口頭審理の後、登録官は、当該登録を抹消すべきか否か、または登録簿の記載を更正すべきか否かを決定する。

上訴

上訴の過程は異議申立手続の場合と同じである。すなわち、商標法第 48 条により、登録官の決定に不服のある当事者は自らの選択に従って高等裁判所 (High Court) に上訴を提起することができる。

上訴は、登録官の決定が示された日から 60 日以内に提起されなければならない。⁹⁹

上訴人は、上訴通知書 (notice of appeal) / 上訴趣意書 (memorandum of appeal) に登録官の決定と関連の記録を添えて高等裁判所に提出する。¹⁰⁰

当事者のいずれかが高等裁判所の判決を不服とする場合、タンザニア控訴裁判所 (Tanzania Court of Appeal) に上訴を提起することになる。

3.4. 不使用による取消手続

商標法第 35 条(1)の規定によれば、登録商標の取消申請は、申請の 1 か月前までに、登録商標が登録の対象である商品または役務に関して使用されない期間が連続 3 年に達していた場合に可能になる。

登録に不服のある者は、商標の不使用を理由として登録の取消を申請することができる。¹⁰¹

⁹⁷ 規則 67 と規則 39 を対照

⁹⁸ 規則 67 と規則 42 を対照

⁹⁹ 商標法第 48 条

¹⁰⁰ 商標法第 XI 部に定める事案に対する高等裁判所の管轄権

¹⁰¹ 商標法第 35 条(1)

不使用を理由として登録の取消を求める申請は裁判所に対して行われるが、申請人の選択により登録官（BRELA）に対して行うこともできる。¹⁰²

以下の場合、商標の不使用は成立しない（したがって商標登録人は不使用の主張に対する防御として以下を援用することができる）

- 不使用が専ら使用を妨げる特別な事情によるものであり、登録された商標または役務商標を放棄する意図または使用しない意図によるものではない場合。¹⁰³
- 不使用が発生した時期が、登録商標が最初に公告された日から 5 年以内であるか、登録に関する最終的な決定が示された日から 2 年以下の延長期間内である場合（早く満了する期間の方を適用する）¹⁰⁴;
- 不使用による取消の可否を判断する際に「使用」と見なされるものには以下のような使用が含まれる：商標全体の使用と同等と見なしうる商標の一部の使用¹⁰⁵、登録対象の商品または役務に関する使用と同等と見なしうる近縁の商品または役務に関する使用¹⁰⁶、タンザニアから輸出される商品または役務に関する使用¹⁰⁷。また、登録商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない追加や変更を加えた関連登録商標の使用は、当該登録商標の使用と同等なものと思なされることもある。¹⁰⁸

手続

不使用による取消の手続は無効手続の場合と同じである。¹⁰⁹

上訴

上訴の過程は異議申立手続の場合と同じである。すなわち、商標法第 48 条により、登録官の決定に不服のある当事者は自らの選択に従って高等裁判所（High Court）に上訴を提起することができる。

上訴は、登録官の決定が示された日から 60 日以内に提起されなければならない。¹¹⁰

¹⁰² 商標法第 35 条(1)

¹⁰³ 商標法第 35 条(1)(a)

¹⁰⁴ 商標法第 35 条(1)(b)

¹⁰⁵ 商標法第 35 条(2)(a)

¹⁰⁶ 商標法第 35 条(2)(b)

¹⁰⁷ 商標法第 35 条(2)(c)

¹⁰⁸ 商標法第 35 条(2)(d)

¹⁰⁹ 規則 66

¹¹⁰ 商標法第 48 条

上訴人は、上訴通知書（notice of appeal）/上訴趣意書（memorandum of appeal）に登録官の決定と関連の記録を添えて高等裁判所に提出する。¹¹¹

当事者のいずれかが高等裁判所の判決を不服とする場合、タンザニア控訴裁判所（Tanzania Court of Appeal）に上訴を提起することになる。

3.5. 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続

該当する手続は存在しない。

¹¹¹ 商標法第 XI 部に定める事案に対する高等裁判所の管轄権

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 117

[著者]

KISCH IP

KISCH IP

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2026年4月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、KISCH IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。